

保険料の納付期間が足りなくて 年金が受けられない

という方に、
大事な「国民年金」のお話です。

専業主婦の年金を改正しました

↓
手続すれば年金を受け取れる場合があります

サラリーマンの夫が

- ・退職した
- ・脱サラして自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった

サラリーマンの夫と離婚した

妻自身の年収が増えて
夫の健康保険証の
被扶養者から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

この時に届出が遅れ、未納期間が発生した方は
すぐにお問い合わせください！

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます
65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります

お問い合わせは、
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



0570-011-050

お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

国民年金の切り替えの届出（3号から1号へ）が2年以上遅れたことがある方は、今すぐ手続きしてください

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員（2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦：3号被保険者）は、保険料を納める必要はありません。

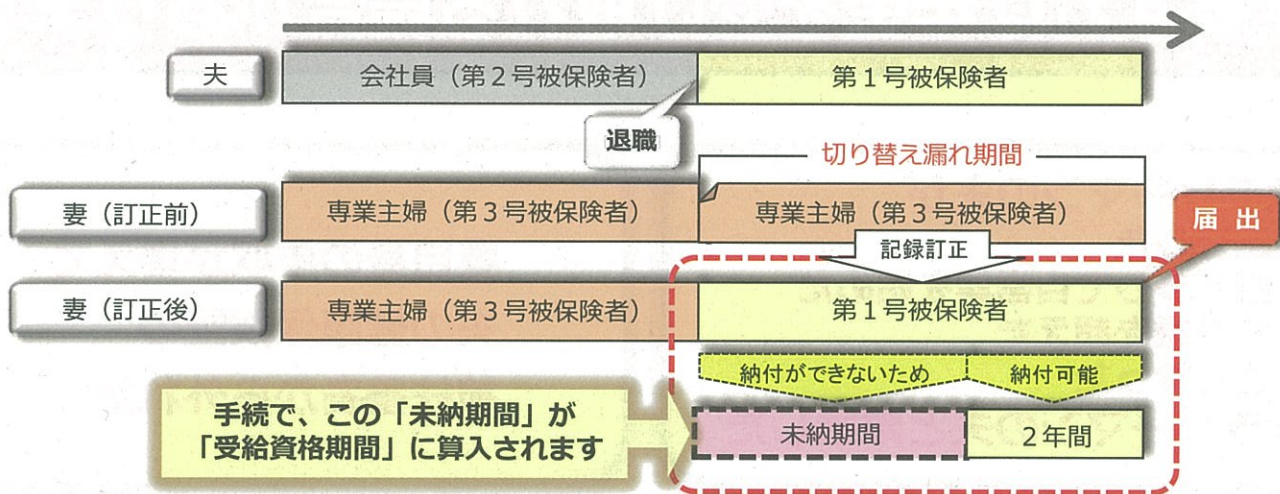
ただし、夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、届出（3号被保険者から1号被保険者への変更届）をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様です。

（例）会社員だった夫が退職し、厚生年金加入者（第2号被保険者）でなくなった以降も妻が第3号被保険者のまま切り替えが2年以上漏れていたケース



手続きをすれば、無年金や年金の減額を防ぐことができます

無年金から年金受給に！

年金を受け取るためには、一定の「受給資格期間」（保険料を納めている期間など）が必要です。

- ・老齢基礎年金 ⇒ 25年以上の「保険料を納めている期間など」があること
- ・障害・遺族基礎年金 ⇒ 加入期間の2/3以上が「保険料を納めている期間など」であることなど

手続きをすれば、「未納期間」が「受給資格期間」に算入できるようになりますので、老齢年金だけでなく、万一の時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながります。

※障害・遺族基礎年金の「受給資格期間」については、特例措置がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。万一に備えて手続きはお早めをお願いします。

保険料納付で年金額アップ！

手続きをすれば、本来はさかのぼって払うことができなかった期間の保険料を納付することができるようになります（最大10年分）。保険料を納めれば、年金額が増えます。

※平成27年4月から保険料の納付ができるようになります。手続きをした方に、平成27年4月に向けて保険料納付のご案内を郵送する予定です。

- 詳しくは年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」にお問い合わせください。